平成15年 6月 5日 15新福管第 445号 福祉部長決定

新宿区次世代育成支援計画策定協議会設置要綱

(設置)

第 1 条 区民が安心して子どもを産み育てることができ、子どもが心身ともに健やかに育 つことができる環境を整備するために区が策定する行動計画「新宿区次世代育成支援計 画」(以下「計画」という。)について、区民及び専門家等の意見を広く反映させること を目的として、新宿区次世代育成支援計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置 する。

(協議会の役割)

- 第2条 協議会は、次に掲げる役割を担うものとする。
 - (1) 計画について意見を述べること。
 - (2) 計画の策定に関する必要な事項を検討し、その結果を区長に報告すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。
 - (1) 学識経験者

2人以内

(2) 公募区民

2人以内

(3) 児童福祉に関する活動を行うもの 2人以内

(4) 区内児童関係団体代表者 4 人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱をした日から平成17年3月31日までとする。

(座長及び副座長)

- 第5条 協議会に座長及び副座長を置く。
- 2 座長は、委員の互選とし、副座長は座長が指名する。
- 3 座長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。 (招集)
- 第6条 協議会は、座長が招集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、福祉部副参事(少子化対策計画担当)が担当する。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は公開とする。ただし、座長が公開することを不適当と認めるとき はこの限りでない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は区長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成15年6月5日から施行する。